

7 施行規則に基づく決算関係書類、事業報告書、監査報告の作成

これまで、組合が作成しなければならない決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）や事業報告書、監査報告については、法令上に特段の作成基準が示されていませんでした。

これらについて、主務省令（施行規則）に基づき作成することが義務づけられ具体的な作成基準が定められました。これらの決算関係書類、事業報告書、監査報告の様式は施行規則に示めされておきませんので、個々の組合で施行規則の該当条文を理解し作成することが必要です。

8 軽微な規約等の変更の場合の総会議決の省略

規約等の設定、変更、廃止は総会の議決事項ですが、軽微な変更及び主務省令（施行規則）で定める変更事項に関しては、定款でその旨及び組合員への通知方法等を定めることにより、総会の議決を要しないこととすることができるようになりました。

9 理事、監事毎の役員報酬の設定

会社法の準用により、理事、監事の報酬の設定は、それぞれに区分し、総会の議決を経るか、定款へ記載することが必要となりました。

10 共済事業に関する定義の創設

共済事業に関する定義が創設され、組合が行う福利厚生事業のうちで主務省令で定める一定の共済事業に対して諸規制が課されることとなりました。一定の共済金額を超えない共済事業については諸規制は課されませんが、一定の共済金額を超える場合には事業の名称等を問わず共済事業とみなされる場合がありますので注意が必要です。

詳細については、別途お送りしております「新しい中小企業組合制度の概要」をご覧ください。



新しい中小企業組合制度がスタート

「全国中小企業団体中央会」概要



全国中小企業団体中央会
佐伯 昭雄

全国中小企業団体中央会は、法律に基づいて経済産業大臣の認可を得た法人です。
○47都道府県中小企業団体中央会とともに、傘下約32,500の中小企業組合に305万中小企業を擁する我が国最大の中小企業団体です。

中小企業組合は、様々な業種・地域で、相互扶助の精神の下、中小企業が単独では不足する経営資源を補い合いながら伸びていくための組織です。

- 全国至るところにある工場団地、卸売団地、商店街、専門店会、市場、信用組合、火災共済組合など中小企業組合が運営するものです。
- 税制上の優遇措置があり、中小企業組合専門の金融機関として、商工中金があります。

「新しい中小企業組合制度」がスタートしました。これは06年6月に「中小企業協同組合法（中協法）」が改正されたことを受けて、本年4月から施行されたことを受けてのもの。具体的には、中協法に規定されている事業協同組合、連合会、事業協同小組合、大企業共済協同組合、連合会、企業組合、中協法に規定されている商工組合、連合会、協同組合の運営方法が大きく変わりました。多岐にわたる改正点が盛り込まれ、組合が率先に対応を求められる事項もある。また、会組法の成立に合わせた改正も05年5月に行われており、中協法・中協法は2年連続で改正されたことになる。改正法のねらいやポイントとは以下のとおり。

ガバナンス向上を目的に

ガバナンス向上を目的に

ガバナンス向上を目的に

ガバナンス向上を目的に

ガバナンス向上を目的に

ガバナンス向上を目的に

ガバナンス向上を目的に

ガバナンス向上を目的に

ガバナンス向上を目的に

ガバナンス向上を目的に

ガバナンス向上を目的に

ガバナンス向上を目的に

ガバナンス向上を目的に

ガバナンス向上を目的に

ガバナンス向上を目的に

ガバナンス向上を目的に

ガバナンス向上を目的に

ガバナンス向上を目的に

ガバナンス向上を目的に

ガバナンス向上を目的に

ガバナンス向上を目的に

ガバナンス向上を目的に

ガバナンス向上を目的に

ガバナンス向上を目的に

ガバナンス向上を目的に

ガバナンス向上を目的に

ガバナンス向上を目的に

ガバナンス向上を目的に